



飲酒運転の根絶を目指して

- 事業用トラックドライバーの飲酒運転事案が相次ぐことにより「飲酒運転は運送業界全体の体質的問題」ととられかねません。また、こうした状況が引き続き発生するような自体となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してまいります。「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るため、関係者一丸となって効果的な取り組みを展開しましょう。

※ 全国の事業用トラックの飲酒運転事故件数(令和3年1月～同年8月9日)
16件(うち死亡事故0件、負傷者事故7件13人)

- 飲酒運転に対する事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合



初違反 100日車 再違反 200日車

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合



違反営業所に対して14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合



違反営業所に対して7日間の事業停止

運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合



違反営業所に対して3日間の事業停止

飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について ～9月6日 全ト協が決議～

- 1 各事業所においては、乗務前後の対面点呼はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に行える点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
- 2 各事業所においては、交通安全運動等の場合をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
- 3 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶にむけた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。具体的には、
 - ・ 会員事業所所属の全てのドライバーからの飲酒運転しないことの宣誓書の署名活動
 - ・ フェリー乗り場、SA・PA、TSなどでのトラックドライバーに対する飲酒の有無の自主点検や、街頭啓発活動

滋賀県トラック協会では「飲酒運転根絶ステッカーの制作と貼付」「飲酒運転を惹起させた事業所による始末書の作成」などを実施しています。今後も引き続き、飲酒運転根絶に向けた取り組みを予定しています。